

## 平成 30 年 4 月 定例教育委員会 議事録

日 時 平成 30 年 4 月 25 日 (水) 開会 17 時 02 分  
閉会 18 時 20 分

場 所 教育委員会室

出席者 教育長 寺岡 悌二  
教育委員 福島 知克 教育委員 (教育長職務代理者)  
明石 光伸 教育委員  
高橋 護 教育委員  
小野 和枝 教育委員  
議事録署名委員 高橋 護 教育委員

教育庁 稲尾 隆 教育参事  
高橋 修司 教育次長兼社会教育課長  
月輪 利生 教育政策課長  
姫野 悟 学校教育課長  
花木 敏寿 スポーツ健康課長  
藤田 一樹 教育政策課参事  
亀川 義徳 学校教育課参事兼総合教育センター所長  
利光 聡典 社会教育課参事  
塩地 美千代 人権同和教育啓発課参事兼学校教育課参事  
加藤 ひろみ 教育政策課課長補佐  
志賀 貴代美 教育政策課課長補佐兼指導主事  
傍聴人 0名

議事日程 第 1 議事録署名委員の指名について  
第 2 別府市いじめ対策連絡協議会設置要綱の制定について  
【議第 14 号】  
第 3 別府市いじめ防止基本方針の改正について【議第 15 号】  
第 4 別府市社会教育委員の委嘱について【議第 16 号】  
第 5 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について【議第 17 号】  
第 6 別府市知見活用委員会委員の委嘱について【議第 18 号】  
第 7 別府市障害者差別等事案解決委員会委員の推薦について  
【議第 19 号】

報告事項 (1) 平成 30 年度別府市教育庁組織及び事務分掌について  
【報告第 5 号】  
(2) 別府市立学校のいじめ事案に関する調査結果報告について  
【報告第 6 号】 ※非公開

その他 (1) 図書館・美術館一体的整備について (経過報告)  
(2) 平成 30 年度中学校体育大会 教育委員訪問日程について  
(3) 平成 30 年度大分県市町村教育委員会連合会総会について  
(4) 5 月定例教育委員会の開催日程について

# 議 事 録

## ◎ 開 会

**寺岡教育長** ただいまより平成 30 年 4 月の定例教育委員会を開会いたします。

---

## ◎ 議事録署名委員の指名について

**寺岡教育長** 議事日程第 1、議事録署名委員について、本日は高橋委員さんをお願いします。  
本日の議事のうち、報告事項（2）報告第 6 号 別府市立学校のいじめ事案に関する調査結果報告につきましては、別府市教育委員会会議規則第 6 条第 1 項の規定によりまして、非公開とすることを提案いたします。お諮りいたします。報告第 6 号を非公開とすることに賛成の委員の挙手をお願いいたします。出席者の 3 分の 2 以上でございますので、これを非公開といたします。また、これにつきましては審査順序を入れ替え、最後に審議を行います。

---

## ◎ 別府市いじめ対策連絡協議会設置要綱の制定について

**寺岡教育長** 議事日程第 2、議第 14 号 別府市いじめ対策連絡協議会設置要綱の制定についてです。この件につきまして、説明をお願いいたします。

**総合教育センター所長** 議案の 1 ページをご覧ください。議第 14 号 別府市いじめ対策連絡協議会設置要綱の制定について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 2 号の規定により議決を求めるものです。  
2 ページをご覧ください。いじめ防止対策推進法第 14 条第 1 項の趣旨に基づきまして、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るために、この別府市いじめ対策連絡協議会を設置するというものです。所掌事務といたしましては、いじめに関する施策の効果的推進、事案に対する指導及び助言、連絡協議会を組織する機関及び団体相互の情報交換に関する事等となっております。組織といたしましては、大分県中央児童相談所、大分地方法務局、大分県警察等、記載のとおりとなっております。また、庶務は教育庁学校教育課が行うものとなっております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま議第 14 号につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**福島委員** 範囲はどうなっていますか。例えば明豊はこの中に含まれるんですか。

**総合教育センター所長** 範囲は公立学校になっております。

**福島委員** 公立学校だけですか。私立は含まれないんですか。

**総合教育センター所長** はい。

**高橋委員** 第3条、組織の(7)と、第4条の2項が重複しているような感じがするんですけども。例えばここに弁護士さんとかいう職種の方も入ろうかなと思うんですけど、そういう名称を使わないでされたんでしょうけど、これは条文として載せていただいたほうがよろしいというご判断でしょうか。

**総合教育センター所長** 重複するというご指摘がありました。このとおりになっております。詳しくその時その時によりまして、第4条の2項により出席を求めるものとなっております。

**学校教育課長** 今ご指摘の点でございますけれども、第3条の(7)その他教育委員会が必要と認める機関及び団体でございます。これに対して、第4条の2項は、教育長は必要があると認めるときは、連絡協議会の会議に連絡協議会を組織する機関及び団体以外の者の出席を求める、ということになっておりますので、この(7)の団体ではない人でもいいですよ、というふうに解釈をしていただければと思います。

**明石委員** (7)は例えばどんな団体を想定されているんですか。

**総合教育センター所長** 詳しくは、その時その時の状態によるものだと考えておりますが、それぞれ(1)(2)(3)が、児相は福祉、法務局は人権、警察は事件性というようなことですので、それ以外のことがありましたら、その状態によって臨時的に組織するといった状況になっております。

**明石委員** それはそうなんですけど、どんなのがあるのかなと思って。

**福島委員** お医者さんもそうですよ。

**学校教育課長** そのとおりでございます。あとは、大分県の教育委員会、それから市役所内の福祉保健部子育て支援課以外の課とかですね、そういうところが想定されると思います。

**明石委員** それと、教えてもらいたいんだけど、会を総理するという言葉はどういう意味ですか。今までも出てきていましたかね。

**福島委員** ないことはないですね。

**学校教育課長** この文言につきましては、多分こういった要綱ですとか条例等にもよく使われている言葉でございます。意味からすれば、全てを統括するという意味になりますので、いわゆる一般的な「総括」「統括」よりも、い

ろんな組織をいっぺんに束ねる、まさに総理大臣のような、そういったイメージを持って使われることが多いということでございます。

**寺岡教育長** その他、よろしゅうございますか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 14 号は、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 14 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市いじめ防止基本方針の改正について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 3、議第 15 号 別府市いじめ防止基本方針の改正についてでございます。この件につきまして説明をお願いいたします。

**総合教育センター所長** 別府市いじめ防止基本方針の改正について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 1 号の規定により同意を求めるものでございます。別冊の「別府市いじめ防止基本方針（案）」と新旧対照表をご覧になりながら、ご説明をさせていただきます。

1 ページ目になります。今回のこの改正は、いじめ防止対策推進法、平成 25 年にできておりますが、この法に基づいていじめの防止等のための対策、基本方針については、3 年を目途に検討されるということで、この度、平成 29 年 3 月 14 日に国、同年 10 月 18 日に県と、基本方針が改定されました。これを受けて別府市も、別府市基本方針を改定するものとなっております。このことによりまして、2 ページになりますが、学校いじめ防止基本方針も一部見直すというものとなっております。特に、下線部が変更、または追加になっておりますので、ご説明させていただきます。まずは 3 ページになりますが、下線部の「けんかやふざげ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする」というところが付け加えられています。同じページになりますが、その具体的ないじめの態様が追加となっております。

続きまして 11 ページになります。特にこの部分が重大になっておりますが、別府市のいじめ問題の取組ということで、具体的には 12 ページ、①の別府市いじめ問題調査委員会の設置ということで、3 月議会で可決いたしまして 3 月の定例教育委員会でも報告をいたしました、いじめの対策委員会等設置条例の中に盛り込んでいるものになります。重大事態が起こった場合に、市長が設置し再調査を行うという、この調査委員会の設置が新しく追加されております。2 の「別府市教育委員会の取組」の中で、(1)別府市いじめ対策連絡協議会の設置、これは今読み上げました前項で議決した分の会議になっております。こちらのほうも新たに改正にな

っております。13 ページの(2)別府市いじめ対策委員会の設置ということで、こちらが3月議会での条例の内容となっております。3月の定例教育委員会で報告した内容となっております。

続きまして、18 ページですが、学校のいじめ対策の中で、学校いじめ対策組織、特に校内のいじめ防止等対策委員会の設置ということで、この具体的な役割が明記されております。19 ページ、いじめに対する措置ということで、①になります。「いじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに校内の対策委員会に報告し、組織的に対応する」ということで、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、校内対策委員会に報告を行わないことは、法第23条第1項の規定に違反し、懲戒処分の対象となり得る」ということで、追加になっております。

続きまして、20 ページになります。いじめの解消ということで、こちらのほうも追加になっております。①の「いじめに係る行為が止んでいること」、②の「いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」ということで、具体的に掲載されております。特にいじめに係る行為が止んだとき、アの「行為が止んでいる状態が少なくとも3か月を目安とする」ということで、具体的な数値も入っております。

最後になります。別冊の別府市いじめ防止基本方針の案になります。21 ページ、最後のページになりますが、こちらが「いじめ(重大事態を含む)発生時の対応」ということで、概要のフロー図を掲げさせていただきました。いじめの重大事態を中心に、別府市いじめ対策委員会が設置をすると、重大事態の場合は市長への報告、状況によっては、市長が再調査のために、別府市いじめ問題調査委員会を設置するということと、右側ですが、先ほどありました別府市いじめ対策連絡協議会、こちらのほうは関係機関との連携のために設置するということと、フロー図のほうに載せさせていただきました。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま議第15号につきまして説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。平成26年に基本方針を策定して、平成29年に国と県が改正しましたので、それに伴いまして別府市のほうも改正したということとございますけれども、かなり具体的にいじめ対策が組織化されたということとです。

**明石委員** 窓口を明確にするというのがどこかにありましたよね、一番大事なところだけ。18 ページですね、②のア「いじめの相談・通報を受け付ける窓口の明確化」、これは具体的に学校現場ではどんなものですか。投書箱みたいなものですか。これは大事なところですね。今はどうなっているんですか。

**総合教育センター所長** 実際には、やはり窓口というのは学級担任ですとか、一番身近な誰でも、生徒が一番相談しやすいというのが実際の窓口になると思いますが、学校の中では、いじめ不登校担当教員という役割の教職員がおりますので、こちらのほうを窓口にして、何かあったときはその先生を中心に、校長・教頭を含めた対策委員会を校内で開くという形になっております。それを今回は、特にいじめがあったときは、いじめ防止の対策委員会を正式に持っていくという形になっております。

**福島委員** 窓口の明確化と書いていますからね。今のは、漠然と担任の先生ですから。

**明石委員** 今までとあまり変わらないような気がするから。セクハラと一緒に、同じようなところと言えないんです、なかなか。違うところでないと。だからそういう意味かなと思ったけど、今の説明だったら、今までとあまり変わらないね。一番親しい先生に相談するというか。それでいいのかなと思って。それで上手くいかなかったからこうなったんじゃないんですか。

**学校教育課長** 窓口の捉え方が、人、物、こと、場所とかいろいろあると思います。現状はやっぱり生徒指導の先生、あるいは養護教諭の先生、そういった方が多くなるとは思いますけど、要は、それを生徒にしっかりと、何かあったらこの先生方が代表で受け付けるからいつでもおいで、ということをししっかりと伝えると。でも他の先生でもいいんだよということをもちろん言いますが、それと同時に、例えば学校によっては、どこの学校か忘れましたけど、投書箱じゃないですけど相談箱みたいなのを置いて、先生たちに言いにくいことはこれに入れよと、そういう取組をしている学校もありますので、そういった意味での物としての窓口、そういったことも考えられるかなと思います。特段今までと何か仕組みが変わるかという、それはないんですけど、もっと明確にこの人ということを位置づけるということかなと思います。

**明石委員** まあ明確に、今度から何でも言いなさいよと明確化しますといってもどうだろう。何か物理的なものがないと。

**寺岡教育長** 今年学校から見えられた参事さん、例えば小学校はどうでしょうか。

**人権同和教育啓発課参事** 具体的に、私も経験上いろんなパターンを経験してきましたんですが、やっぱり子どもが一番言いやすいというのが、その子にとっては親であったり、全然学校と無関係な相談電話であったりすることが多いので、学校としては、やはり情報が入りやすいように、子どもたちに対しては、とにかく自分が悩んだことは誰かにお話を必ずしなさいよ、というような教育をしているし、それで入ってきた情報が、例えば本人からじゃなくて、友達だったり、あるいは保護者の友達の保護者だったりというようなこともあるので、学校の体制としてはしっかりとその情報をきちんと丁寧に聞いて、迅速に対応するというのを心がけるということしか、いじめを広く把握するということができにくいというふうに思います。ただ、今学校教育課長が言ったような目安箱のようなものとか、全然利害関係のない相談電話とか相談員というような人がいるということだけでも安心はするのかなというふうに思います。

**寺岡教育長** 中学校はいかがですか。

**教育政策課参事** 以前私が勤務していた学校では、校長が、やはり今出ました目安箱を廊

下に設置をしております、いじめの受付に限らず、どんなことでも気軽に投書して、直接校長がそれを毎日確認をして、その対応、対策にあたるというようなシステムを作っております。また、今出ました学校だけがいじめの受付の窓口ではなくて、生徒・保護者に広くいろんな関係機関があるんだということを、チラシやカード等を使って知らせるということ、とにかく自分が訴えやすい機関、人がたくさんあるんだ、選択肢があるんだということを知らせることをしております。それから校内では、とにかく組織的に対応するということ、安心を与えるためにも、これも生徒・保護者のほうに周知徹底をしていくということで、必ず解決に向けて全力で先生たちが取り組むという姿勢をきちんとアピールしていくというところが、より一層明確化していくというのが今回だと思います。以上です。

**寺岡教育長** どうでしょうか、窓口の明確化ということは。

**明石委員** 一番子どもたちが疑問に思うのは、せっかく親しい先生だからと思って言っても、それをきちんと取り上げてくれないというのが、それから不信任で内にこもってね、登校拒否とかね。そういった取り上げてあげるという、その辺が本当に一番だと思いますよ、僕はね。

**総合教育センター所長** この項目ですが、学校いじめ対策組織ですね、今委員が言われたように、校内のいじめ防止等の対策委員会の窓口を誰にするかということをしっかり決めておくということが大事で、子どもからの相談窓口というのは多種多様あるのではないかなと思います、それを受けた先生がどの先生にきちんと行って、組織的に委員会を開くということの窓口になると考えておりますので、そこをきちんと明記するという、先生同士の窓口というところで受け取っていただければと思います。そして組織的に対応するということで。

**明石委員** ぜひね、その辺を。せっかく子どもたちも、言おうか言うまいかものすごく悩みに悩んだ末、言ったら反応を何もしてくれなかった、ということにならないように。

**寺岡教育長** その他、委員さんよろしいですか。

**明石委員** 3か月ぐらいでいいんですか。いじめを受けた児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が3か月で。

**総合教育センター所長** 今までは目安がなかったものですから、これは国の基本方針のほうに合わせております。

**明石委員** 3か月止めば大体もう止むと。

**総合教育センター所長** ただこれで終わりだ、ということではなくて、3か月が過ぎてもその子どもが被害に遭ったりまた加害をしたりということは、継続的な指導・支援はこちらのほうに明記しているところであります。以上です。

**高橋委員** 一応目安として3か月と設定されたと思うんですけど、加害側と被害側と、随分思いも違うと思うんですよね。だから、例えば同じクラスの子どもさん同士でしたら、ずーっと続いていくんですよね、被害を受けた子が。その辺においては、やっぱり先生方がその子が卒業するまでケアしてあげるといふ姿勢、姿がないと、なかなか心癒されてないと思うんで、一応そのいじめと認定して、それが解消されたという目安として3か月ということ設定されたんでしょうけど、心の面では3か月じゃないということ、大事にしていかなければいけないんじゃないかなと思いますね。

**寺岡教育長** 他はよろしゅうございますか。他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第15号は、原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第15号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市社会教育委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第4、議第16号 別府市社会教育委員の委嘱についてでございます。この件につきまして説明をお願いします。

**教育次長兼社会教育課長** 5ページをお願いいたします。別府市社会教育委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第7号の規定により議決を求めるものでございます。

6ページ7ページをご覧ください。昨年4月の定例教育委員会でご承認いただきました別府市の社会教育委員、これは任期が2年ということで、平成29年の4月から31年の3月までということでご承認いただいておりますが、6ページの上のほうに、今回新しく委員になっていただく補充委員3名、それから辞任委員3名ということで書いております。辞任の理由につきまして、それぞれ、別府市立北部中学校校長、平野先生が定年退職、それから、前立命館アジア太平洋大学教授であります小崎先生も退官ということで、退職に伴う入れ替えがございます。それと、竹田さんにつきましては、町内公民館連合会会長の役員交代に伴うということで、新しく副会長の田原さんをご推薦いただきました。この方は、現行副会長ということでございますが、また総会で会長になる見込みという話を会長のほうから聞いております。補充委員につきましては、東山中学校の校長であります赤峰先生、それと、今申し上げました田原さん、それと、立命館アジア太平洋大学からは、教育開発・学修支援センターの教授であります新谷先生ということで、ご提案させていただきたいと考えております。右のページの一覧につきましては、新しい方と辞



任された方を入れ替えた形の名簿ということで、任期につきましては、残りの任期ということで、平成 31 年 3 月 31 日ということでお願いしたいと考えております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま議第 16 号につきまして、説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 16 号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 16 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市公民館運営審議会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 5、議第 17 号 別府市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして説明をお願いします。

**教育次長兼社会教育課長** 8 ページをご覧ください。別府市公民館運営審議会委員の委嘱について、別府市教育委員会所管事務委任規則第 2 条第 1 項第 7 号の規定により、議決を求めるものでございます。

9 ページをご確認いただきたいと思います。この公民館の運営審議会の委員さんにつきましては、任期は 2 年でございますが、今年が 2 年目で最後になっておりまして、6 月 30 日までの任期ということでございます。今回の交代につきましては、青山中学校の福田正気前校長、南小学校の森日出夫前校長、お二方の定年退職に伴いますもので、新たに、中部中学校の篠田校長、緑丘小学校の小林校長のお二人を補充ということで、残りの任期が 6 月 30 日ということで、委員を交代したいと考えております。10 ページにその更新後の委員ということで挙げさせていただいております。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま議第 17 号につきまして、説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**高橋委員** 先ほどの社会教育委員さんの件にも少し関わりがあるんですけど、例えば、補充委員で今回審議委員会の委員になっていただいたお二人の先生、5 月に総会があるのか 6 月にあるのか分かりませんが、任期が 6 月 30 日ですよ。そうすると、その次はどうなるのかなというふうな問題があるので、どうでしょうかね、委員の中に学校現場の校長先生に委員をお願いするという形を取るよりも、むしろ現場の先生方というのはオブザーバーみたいなことで、参画されるという形を取られたほうが、退職してもう辞めてしまう、でも任期は 6 月 30 日だと短いわけですから、その辺が毎年毎年やり繰りしていて、他の委員さんたちに与える影響とい

うのはどうなんだろうかと心配しているんですが、その辺はいかがですか。

**教育次長兼社会教育課長** ずっと現役の校長先生、それも校長会なりから推薦された校長会の役員の先生方を紹介していただいております。また、この公民館の運営につきましては、学校現場と地域を繋ぐという非常に重要な面もございまして、ぜひ学校現場の校長先生を入れるというのは、他の委員さん方も非常に頼りにしていると申しませうか、重要な要因になってございます。また、今回ちょうどこれが6月で交代になるものですから、またその交代の前にですね、委員会にお諮りしてですね、新たに更新と。それから新しい人に代わる場合もありますし、ただこのお二方については6月以降もお願いしようという事務局の考えはございます。やはり公民館の運営の審議会というのは、校長先生は欠かせない存在になっております。

**寺岡教育長** 他にはよろしゅうございますか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第17号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第17号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市知見活用委員会委員の委嘱について

**寺岡教育長** 次に議事日程第6、議第18号 別府市知見活用委員会委員の委嘱についてでございます。この件につきまして説明をお願いします。

**教育政策課長** 11 ページをご覧ください。別府市知見活用委員会委員の委嘱についてでございます。

12 ページをご覧ください。別府市教育委員会所管事務委任規則第2条第1項第10号の規定により議決を求めるものでございます。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条にございますとおり、評価を行うもので、2項には「点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。」と規定されておりますので、それに従いまして、別府市知見活用委員会委員を、国立大学法人大分大学教職大学院教育行政学の山崎清男特任教授、立命館アジア太平洋大学教育開発・学修支援センターの新谷なをみ教授、別府大学文学部教育学の今井航教授、の3名の方をお願いしたいと考えております。山崎氏は、大分県内における教育学の第一人者であり、大分大学附属中学校の校長を務めたこともあり、学校現場の状況に詳しい方でございます。新谷氏は、今年度新たにお願いいたします委員でございますが、先ほど社会教育委員としても名前が挙げられた方でございます。現職の頃は、英語科教諭及び校長として中学校に勤務しており、人権同和教育啓発課参事や

総合教育センター所長も務め、学校現場、教育行政ともに経験のある方でございます。今井氏は、別府大学におきまして将来教職の道に進もうとしている学生の指導を行っており、以前、アウトリーチ支援事業の委員もしていただき、児童生徒の不登校の解消に向けてご尽力をいただいた方でございます。昨年度までは各課の事業毎に厳しいご意見をいただいております、教育行政に造詣の深い方々でございますので、以上の3名にお願いいたしたいと考えております。よろしくお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま議第18号につきまして、説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。

**明石委員** 一番大事な委員さんですよ。教育委員会がやってきた執行状況の評価をしていただくんだから。だから、先生たちが適任なんでしょうけど、大学の先生だからというわけじゃなくて、教科教育法をちゃんと専門にしている先生方がいいんじゃないかなと思うわけです。意味が分かりますか。教育学部の先生も2種類ありますよね。だから一番大事なのは教科教育を、どんなふうに教えたらいいかということを研究している先生がいいと思うんです。そういう先生かなと思ったので、大学の先生だからいいというわけでもないと思うんですよ。だから例えば、山崎先生は中学校の校長先生で、実際に中学校で子どもたちを教えたりされているから、教育方法もちゃんとやっていると思うんです。だからそういう先生じゃないと、せっかく教育委員会が一生懸命やっていることを厳しく評価していただくんだけど、そういう観点がないと、大学の教育と義務教育って全く違うじゃないですか。僕も大学の教官をしていたけど全然違いますよ。自分の専門をどんどん教えていくんです。

**教育政策課長** 山崎先生におかれましては経歴を見ますと、平成22年4月から平成23年9月の間、大分大学教育福祉科学部附属中学校の校長先生をしておりますので、現場はご存知かと思えます。一方、新谷なをみ先生も現場出身の方ですので、山崎先生には、現場も知っているし、総合的な教育学の観点からも見ていただく、新谷先生に現場の意見も取り入れて、いろんな角度からご意見をいただくということで、いろんな角度の先生方を3人委嘱したいと考えております。

**明石委員** もうちょっと言うなら、この先生たちの業績を教えてくださいたいんですよ。どういう業績があるのか。いや、ただ名前だけだからね。大学の先生だから論文とかいっぱい書いていると思うんですよ。だから、どういう業績で、例えば専門が教育開発とかいうとね、どういう業績があるのかなと思うんですよ。業績はやっぱり履歴してもらわないといけないですよ、我々のやっていることを評価していただくんだから。どういう業績があるのかなと。

**寺岡教育長** 業績等についてもあると思えます。履歴は出ていると思えますので。

**明石委員** いやそうじゃないと、この先生立派ですよと言われて、ああそう、でいいのかどうか分からないけど、どういう業績の人かなと。大事な評価を

してもらうんですよ、我々の。だから、どういう業績の持ち主かなと。

**教育政策課長** 山崎先生には前回もしていただいたんですけど、中身をよく見ていただきまして、広い見地から貴重な意見をいただいております。

**寺岡教育長** 山崎先生と今井先生は継続ですよ。

**教育政策課長** はい、山崎先生と今井先生は継続で、今回新谷先生が新任です。

**福島委員** これに注釈があるんですよ、履歴書みたいな。だから今口頭で言われるんじゃないかと、もうちょっと詳しい。

**明石委員** いや立派な先生だと思いますよ。だからどういう業績の持ち主かなということが知りたい。

**福島委員** だから、これはこれでいいんですけど、次のときに出してくれませんか。

**教育政策課長** 経歴を載せたものがありますので、それに業績を載せて、次回お渡ししたいと思います。

**明石委員** どういう研究歴、どういう業績があるのかということ。

**寺岡教育長** その他にはございませんか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第 18 号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第 18 号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 別府市障害者差別等事案解決委員会委員の推薦について

**寺岡教育長** 次に議事日程第 7、議第 19 号 別府市障害者差別等事案解決委員会委員の推薦についてでございます。この件につきまして説明をお願いします。

**教育政策課長** 15 ページをご覧ください。別府市では、別府市障害者差別等事案解決委員会を設置しておりますが、平成 30 年 5 月 25 日をもって、委員会委員の任期が満了いたします。つきましては、この委員会に、教育委員会から 1 人ご就任賜りたいということで推薦の依頼がありました。任期は委嘱の日から 2 年となっております。依頼書の 6 番にありますように、別府市では、男女共同参画計画により、市の審議会等における女性委員の占める割合を 30%以上とすることを目標にしています。これにご理解いただき、積極的に女性の推薦を依頼するという内容です。教育委員会の

ほうで1名のご推薦をお願いいたします。

**寺岡教育長** ただいま議第19号につきまして、説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。  
では、事務局案がございましたらお願いします。

**教育政策課長** はい、事務局案としては、小野委員さんをお願いしたいと考えております。

**寺岡教育長** 小野教育委員さんということで事務局案が出ておりますが、よろしゅうございますか。

※異議なし

**寺岡教育長** 他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切り、議第19号は原案のとおり議決することにご異議ございませんか。

※異議なし

**寺岡教育長** ご異議もないようですので、議第19号は議決することに決定いたしました。

---

## ◎ 報告事項（1）

**寺岡教育長** 次に報告事項（1）、平成30年度別府市教育庁組織及び事務分掌につきまして、ご説明をお願いいたします。

**教育政策課長** 別冊資料、平成30年度別府市教育庁組織及び事務分掌をご覧ください。開きまして1ページをご覧ください。教育庁組織図が載っております。管理職等についても異動がありましたが、前回の会で異動者についてはお知らせしておりますので、書面でご確認いただきたいと思います。特に大きな機構改革等もございませんので、組織的には大きな変化はございません。

次に2ページをご覧ください。2ページは附属施設等でございますが、附属施設等についても施設の変化はございません。公民館長が代わっておりますが、名簿でご覧いただきたいと思います。総勢、5課53施設合計400人ということで、本年度教育行政に務めてまいりたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

次に4ページをご覧ください。教育委員会の活動状況が載っておりますが、教育委員会の開催状況、平成29年度実績でございます。定例教育委員会が12回開催され、審議議案が40件、報告事項が26件、臨時教育委員会が6回開催され、そのうち審議議案が7件、報告事項は0件でございます。委員の皆様に参加していただいた主な行事といたしましては、小中学校・幼稚園の入園式・入学式、また卒園式・卒業式、体育祭・運

動会等、そして総合教育会議等もございました。ありがとうございます。また教育庁の事務分掌につきましても、大きな変化はありませんので、書面にてご確認いただきたいと思います。以上でございます。

**寺岡教育長** ただいま教育政策課長より、説明がございました。これより質疑を行います。委員の皆様、何かございますでしょうか。よろしゅうございますか。では特に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

---

## ◎ その他（１）

**寺岡教育長** 次にその他の項に入ります。図書館・美術館一体的整備につきましての説明をお願いいたします。

**教育次長兼社会教育課長** 経過報告をさせていただきたいと思います。1枚ものの資料で名簿が上についてものをご覧いただきたいと思います。図書館・美術館一体構想の取組につきましては、4月20日に外部有識者4名、行政職員3名、合計7名からなる検討委員会を設置しましたので、これまでの経過と今後の計画についてご報告申し上げます。平成27年10月に策定いたしました別府市総合戦略で図書館・美術館一体整備を掲げ、平成28年度には整備基本構想を策定いたしまして、一体化構想実現に向けた課題を抽出し、新しい図書館・美術館のビジョンとコンセプトを示したところでございます。今年度は、基本構想をさらに掘り込んだ整備構想を策定しまして、来年度以降に策定を予定しております基本計画に繋げていきたいと考えております。この整備基本構想の策定業務につきましては、5月1日に事業者選定に係る公募を行ないまして、プロポーザルによる選定を経て、6月6日に契約をする予定で準備を進めているところでございます。委託期間につきましては、年内の12月28日までと考えております。財源につきましては、近隣自治体が活用した国の交付金等を調査研究をしているところでございまして、一般財源の負担ができるだけ少なくなるように研究をしているところでございます。以上報告でございます。

**寺岡教育長** ただいま説明がございましたが、質疑等ございませんでしょうか。

**明石委員** PFI方式ではできないんですかね。

**教育次長兼社会教育課長** 今回の支援業務につきましては、その辺の事業手法についてまでの調査はできませんので、基本計画の中で、そこら辺を調査してですね、PFI、PPPにするのか、直営とするのか、その辺を明らかにしていきたいと考えております。

**明石委員** 京都のようなあんな感じがいいですね。ただ美術館と図書館だけじゃなくて、いろんなコミュニティの場所。

**教育次長兼社会教育課長** 総合戦略の中でも、今明石委員さんがおっしゃったようなこと、文言も入っておりますので、当然そういう総合戦略に適した施設ということも可能性としては十分考えられるんじゃないかと考えております。

**明石委員** ぜひ稲尾教育参事さんも、教育委員会への思いを言ってください。

**教育参事** 今、次長から話がありましたけども、図書館と美術館は必ず整備するという核となる施設で、その整備構想を立てるということなんですけど、実際は今後基本計画を立てた段階からですね、民間の活力を導入できるかとか、そういった事業手法であるとか、あるいはもっと広くエリア的に活用できるような施設にしていくかということはまた検討させていただきたいと思います。大分市の美術館と県立美術館がありますので、それとは違う別府らしい独自の美術館を造っていこうという考え方がありますので、よろしく願いいたします。

**明石委員** 美術館、というより、中に美術館が一部あるよ、というような感じがいいですね。別府市の市民が、大勢の人が気楽に集まれるような場所というのが今ないから、美術館と図書館を、こういう文化的施設を核にいろんなコミュニティの場所を提供するというような幅広いものがあつたらいいなと思います。

**寺岡教育長** よろしいですか。では他に質疑等もないようでございますので、以上で質疑を打ち切りたいと思います。

---

## ◎ その他（２）

**【概要】** ※スポーツ健康課長より、平成 30 年度中学校体育大会教育委員訪問日程、及び小学校運動の日程の予定について説明があつた。

---

## ◎ その他（３）

**【概要】** ※教育政策課長より、平成 30 年度大分県市町村教育委員会連合会総会について説明があつた。

---

## ◎ その他（４）

**【概要】** ※平成 30 年 5 月定例教育委員会の開催日程について、平成 30 年 5 月 30 日（水）15：00 より開催することが決まった。

---

◎ 報告事項（１） ※非公開

**寺岡教育長** ここからは非公開となりますので、学校教育課以外の課の皆様は、申し訳ございませんが、ご退席をお願いいたします。

※関係課以外退席

**寺岡教育長** 再開いたします。報告事項（２）別府市立学校のいじめ事案に関する調査結果報告につきまして、ご説明をお願いします。

以下非公開

---

◎ 閉会

**寺岡教育長** 以上で本日の議事は全て終了いたしました。これを持ちまして、平成30年4月定例教育委員会を閉会したいと思います。本日はお疲れさまでした。

- 
- ・発言の内容について、単純ミスと思われる字句、重複した言葉づかい等を整理の上作成しています。